

令和6年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、地方職員共済組合山形県支部ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（本人からの開示に基づく情報開示）

第3条 前条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、当該実施機関がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、当該実施機関は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開

示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(対象者)

第4条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下、「特定保健指導利用券等」という。）を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第5条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

(委託料)

第6条 委託料は、別紙内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第7条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項

目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等)が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(代行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を探るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書(厚生労働省にて様式例を公表)等、指導過程における各種記録類やワークシート類等(本項において「指導過程における各種記録類等」という。)についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適當と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日(電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。)、国保組合の場合は前条に定める請求に関わる電子データを受理した翌月末日(電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。)を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者(乙若しくは実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又

は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第9条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第7条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第11条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第14条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

(4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

委託者（甲）

地方職員共済組合ほか927保険者

契約代表者

東京都千代田区平河町2-4-9

地共済センタービル

地方職員共済組合

理事長 関 博之

契約代理人

山形県山形市松波2-8-1

地方職員共済組合山形県支部

支部長 吉村 美栄子 印

受託者（乙）

山形県山形市松栄1丁目6番73号

一般社団法人山形県医師会

会長 中目千之 印

健診等内容表

区分	内容			
特定健康診査※7	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1 自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測		
		身長		
		体重		
		血圧		
		腹囲		
		血中脂質検査 (中性脂肪はどちらかの項目の実施で可)		
		B M I		
		肝機能検査		
		収縮期血圧		
		拡張期血圧		
		血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)		
		空腹時中性脂肪		
		随時中性脂肪※2		
		尿検査※5		
		H D L - コレステロール		
		L D L - コレステロール※3		
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※6	肝機能検査		
		A S T (G O T)		
		A L T (G P T)		
		血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)		
		γ - G T (γ - G T P)		
		空腹時血糖		
特定保健指導	積極的支援	貧血検査		
		ヘモグロビンA 1 c		
		随時血糖※4		
		心電図検査		
		眼底検査		
		血清クレアチニン及びeGFR		
保険者独自の追加健診項目	動機付け支援			面接による1人当たり20分以上の個別支援、又は1グループ(1グループはおおむね8名以下)当たりおおむね80分以上のグループ支援を実施し3ヶ月後に面接又は通信を利用して評価を行う。なお、情報通信技術を活用して行う遠隔面接についても対面で実施する場合と同様。
	初回面接の形態		動機付け支援と同様とする。	
	3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180 ポイント以上の支援	
	主な実施形態		個別支援、グループ支援、電話、電子メール等	
	終了時評価の形態		3ヶ月後に面接又は通信を利用して行う。(継続的な支援の最終回と一体のものとして実施しても構わない。)	
			なし	

- ※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、食直後を除き隨時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時とは絶食 10 時間以上、食直後とは食事開始時から 3.5 時間未満とする。)
- ※3 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール(総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。
- ※4 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c (NGSP 値) を測定しない場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随时血糖による血糖検査を行うことを可とする。
- ※5 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。
- ※6 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※7 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

別紙

質問票

内訳書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2
		集団健診	個別健診	
特定健康診査※1	基本的な健診の項目		8,306円	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施後に一括 ・眼底検査（両眼）
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	254円	
		心電図検査	1,650円	
		眼底検査	702円	
		血清クレアチニン検査及びeGFR	206円	
特定保健指導※2	動機付け支援 (動機付け支援相当)	7,888円		<ul style="list-style-type: none"> ・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※3 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	27,500円		<ul style="list-style-type: none"> ・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができるとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

- イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。
- ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかつた場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。
※必要に応じて、保険者（健保組合等）に連絡し、協力を求める。
- ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であつても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接2回目を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

(注) 他の法令に基づく健診を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、乙あるいは実施機関は、上記の単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を委託料とし、そこから自己負担額を差し引いた金額を甲に請求することとする。

1 基本

乙ノ

当たる

けれど

2 秘密

乙ノ

りに付

様とす

3 収集

(1) こ

きい

内に

(2) こ

は、

ない

4 利用

乙ノ

外の

5 適用

乙ノ

びき

ない。

6 再診

乙ノ

もの

診・化

血液検

において

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

健診・保健指導 機関番号 (半角数字)	実施機関名	郵便番号 (半角数字 ・ハイフ ンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字 ・ハイフン あり)	受託業務※3		登録番号※6 (油柄請求書発行事業者)	登録年月日※7	取消年月日※8	オンライン資格認 認による受付の可 否※9			
					特定健康診査								
					実施形態	詳細項目※4	検査 結果 提出 機会 アド バイス 結果 提出 機会 アド バイス 結果 提出 機会 アド バイス						
0610711434	石田内科医院	997-0816	山形県鶴岡市文園町1番52号	0235-23-0002	○	△ ○ △ △							
0610711467	わかな内科医院	997-0036	山形県鶴岡市家新町11番41号	0235-25-2585	○	○ ○ ○ △ ○							
0610711541	率原クリニック	997-0018	山形県鶴岡市家原町26番3号	0235-22-8777	○	○ ○ ○ △ ○							
0610711624	中里医院	997-1124	山形県鶴岡市大山2丁目23番5号	0235-33-2142	○	△ ○ △ ○							
0610711657	おかべ内科胃肠科医院	997-1156	山形県鶴岡市平野町11番18号	0235-33-1322	○	△ ○ △ ○							
0610711749	中村内科胃肠科医院	997-0044	山形県鶴岡市新海町14番20号	0235-25-7800	○	△ ○ △ △							
0610711780	川上医院	997-0034	山形県鶴岡市本町3丁目7番10号	0235-22-3050	○	○ ○ ○ △ ○							
0610711822	すこやかレディースクリニック	997-0801	山形県鶴岡市東原町19番27号	0235-22-8418	○	○ ○ △ △ ○							
0610711855	おぎら医院	997-0022	山形県鶴岡市切浜町21番7号	0235-25-3181	○	○ ○ ○ △ ○							
0610711905	斎藤内科医院	997-0034	山形県鶴岡市本町7丁目6番30号	0235-22-3076	○	○ ○ ○ △ ○							
0610711913	庄南クリニック	997-0857	山形県鶴岡市美和町24番3号	0235-29-4079	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712051	土田内科医院	997-0331	山形県鶴岡市板井川字片芦75番地	0235-57-5100	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712101	いでは診療所	997-0141	山形県鶴岡市羽野町荒川1号谷地堀24番4号	0235-62-3789	○	△ ○ △ △							
0610712119	袖医院	997-0343	山形県鶴岡市鷺羽供字下種105番2号	0235-57-3303	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712126	佐藤診療所		山形県鶴岡市湯瀬海岸127番	0235-43-2037	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712259	鶴岡市立庄内病院	997-5515	山形県鶴岡市泉町4番20号	0235-26-5111	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610712291	乙黒医院	997-0861	山形県鶴岡市桜新町3番22号	0235-26-1011	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712341	須田内科クリニック	997-0011	山形県鶴岡市室田1丁目9番86号	0235-26-7555	○	△ ○ ○ △ ○							
0610712366	岡田医院	997-0029	山形県鶴岡市日吉町11番14号	0235-22-1442	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712374	寺地内科クリニック	997-0801	山形県鶴岡市東原町25番51号	0235-29-0707	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712385	わだ内科医院	997-1117	山形県鶴岡市下北1丁目7番19号	0235-76-0011	○	△ ○ ○ △ ○							
0610712473	満天クリニック	997-1819	山形県鶴岡市のみ町5番17号	0235-25-3222	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712523	通郷医院	997-0331	山形県鶴岡市板井川字片芦8番地	0235-57-2126	○	△ ○ ○ △ ○							
0610712556	久八郎医院	997-0932	山形県鶴岡市西原風呂川原町9番地	0235-57-2123	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712556	大塚医院	997-0034	山形県鶴岡市2丁目11番15号	0235-22-0283	○	△ ○ ○ △ ○							
0610712614	湯澤クリニック	997-7205	山形県鶴岡市温泉湯澤字温湯28番3号	0235-33-8299	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712622	山内環境器クリニック	997-0033	山形県鶴岡市泉町7番55号	0235-64-1914	○	△ ○ ○ △ ○							
0610712671	小真木原クリニック	997-0824	山形県鶴岡市日枝字小真木原116番地3号	0235-26-7373	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712687	しま内科クリニック	997-0862	山形県鶴岡市南み町7番11号	0235-33-9777	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712707	藤内内科医院	997-0028	山形県鶴岡市山王町14番15号	0235-23-0072	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712721	佐藤診療所	999-7126	山形県鶴岡市巣ヶ崎14番2番地	0235-44-2125	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712739	みはらクリニック	997-0818	山形県鶴岡市三郷町1番53号	0235-23-3311	○	○ ○ ○ ○ △ ○ ○ ○ ○							
0610712747	さくまクリニック	997-0752	山形県鶴岡市誂田川字中田8番3号	0235-35-4455	○	○ ○ ○ △ ○							
0610712788	上野ファミリークリニック	997-0031	山形県鶴岡市鰐町1番33号	0235-25-7676	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812802	村井医院	998-0856	山形県酒田市東原町1番1号	0234-33-1311	○	○ ○ ○ △ ○							
0610811184	吉田医院	998-0043	山形県酒田市本町一丁目1番6号	0234-22-0735	○	○ ○ ○ △ ○							
0610811242	菅原内科胃肠科医院	998-0865	山形県酒田市北新橋一丁目10番地の6	0234-26-0500	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610811291	池田外科胃肠科医院	998-0842	山形県酒田市上安町一丁目30番28号	0234-27-3563	○	○ ○ ○ △ ○							
0610811374	医療法人酒井医院	998-0032	山形県酒田市相生町二丁目5番40号	0234-24-3135	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610811424	医療法人みのり会真田医院	998-0031	山形県酒田市紙田一丁目5番6号	0234-26-3360	○	○ ○ ○ △ ○							
0610811432	菅原内科医院	998-0851	山形県酒田市本町一丁目10番地の6	0234-26-0500	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610811507	大木医院	998-0842	山形県酒田市北新橋一丁目13番5号	0234-26-1122	○	○ ○ ○ △ ○							
0610811531	宮部内科医院	998-0043	山形県酒田市山本町一丁目3番13号	0234-22-6680	○	○ ○ ○ △ ○							
0610811556	医療法人社団健好会サイトー内科	998-0046	山形県酒田市一番町9番9号	0234-23-7718	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610811614	近畿内科循環器クリニック	998-0032	山形県酒田市相生町一丁目6番25号	0234-23-2002	○	○ ○ ○ △ ○							
0610811622	山本医院	998-0041	山形県酒田市新井田町15番3号	0234-24-1856	○	○ ○ ○ △ ○							
0610811689	医療法人恵友会 上田診療所	999-8162	山形県酒田市上野曾根字上中割73	0234-27-3306	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
0610811697	医療法人尾形内科胃肠科医院	999-0853	山形県酒田市みずほ一丁目2番28号	0234-26-8300	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610811788	九岡医院	998-0841	山形県酒田市松原南15番1号	0234-23-8166	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610811846	大山内科循環器クリニック	998-0842	山形県酒田市鷲ヶ崎3丁目8番1号	0234-24-7776	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610811879	松本内科医院	998-0878	山形県酒田市あら二丁目3番地の9	0234-22-8320	○	○ ○ ○ △ ○							
0610811986	石沢内科胃肠科医院	998-0842	山形県酒田市鷲ヶ崎2丁目5番7号	0234-21-6110	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812084	いこま内科胃肠科クリニック	998-0103	山形県酒田市鷲ヶ崎5丁目32番6号	0234-41-1855	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610812099	さとう内科クリニック	998-0013	山形県酒田市東京町一丁目12番50号	0234-21-0155	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812067	健生ふれあいクリニック	998-0018	山形県酒田市泉町1番16号	0234-33-6333	○	○ ○ ○ △ ○ ○ ○ ○ ○							
0610812174	岡田内科循環器クリニック	998-0051	山形県酒田市東大町3丁目33番3号	0234-21-3715	○	○ ○ ○ △ ○ ○ ○ ○							
0610812190	ほんまクリニック	998-0864	山形県酒田市新橋一丁目14番10号	0234-21-6055	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812288	浅野内科クリニック	998-0828	山形県酒田市あきは町653番地の9	0234-22-1880	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610812422	医療法人影沢内科医院	999-6701	山形県酒田市新越字柏町100	0234-52-5933	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610812463	くろき脳神経クリニック	998-0861	山形県酒田市富士見町3丁目2番3号	0234-31-7151	○	○ ○ ○ ○ ○							
0610812513	医療法人社団治田内科医院	998-0125	山形県酒田市広野字木広105番地4	0234-92-2210	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812521	外務内科渡辺クリニック	998-0842	山形県酒田市鷲ヶ崎3丁目2番1号	0234-21-6211	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812604	今泉クリニック	998-0057	山形県酒田市若狭5番29号	0234-43-8108	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812661	あおばクリニック	998-0028	山形県酒田市佐古町17番1号	0234-33-5248	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812679	本間医院	998-0025	山形県酒田市南千日町10番4号	0234-22-1093	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812687	ほんま内科胃肠科医院	998-0061	山形県酒田市光ヶ丘二丁目4番18号	0234-33-0738	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812695	日本海八幡クリニック	999-8234	山形県酒田市字泉学前37	0234-64-3311	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812729	松山診療所	999-6862	山形県酒田市字石井8-1	0234-62-2032	○	○ ○ ○ △ ○							
0610812778	しんばしクリニック	998-0864	山形県酒田市新第三丁目1番38号	0234-25-0700	○	○ ○ ○ △ ○							
0611110610	医療法人社団 きねぶち医院	998-0091	山形県新庄市本町1番274-1	0233-23-5866	○	○ ○ ○ ○ ○							
0611211062	医療法人社団星会 国井クリニック	991-0065	山形県寒河江市大字中郷1450番地の1	0237-84-4103	○	○ ○ ○ △ ○							
0611310968	医療法人社団健誠会原田医院	999-3144	山形県上山市石崎二丁目1番号	023-672-1028	○	○ ○ ○ △ ○							
0611310418	長岡診療所	999-3142	山形県上山市沢町9番13号	023-672-0308	○	○ ○ ○ △ ○							
0611310491	みやき会病院	999-3161	山形県上山市中央二丁目2番11号	023-672-3232	○	○ ○ ○ ○ ○							
0611310553	上山ファミリークリニック	999-3145	山形県上山市沢町1丁目2番39号	023-673-1600	○	○ ○ ○ △ ○							
0611310566	渋谷医院	999-3153	山形県上山市十日町1番3号	023-672-2501	○	○ ○ ○ △ ○							
0611310568	青山医院	999-3133	山形県上山市八日町4番21号	023-672-7777	○	○ ○ ○ △ ○							
0611310652	吉井内科胃肠科クリニック	999-3132	山形県上山市金生町1丁目1番15号	023-673-7515	○	○ ○ ○ △ ○							
0611310640	新田クリニック	999-3124	山形県上山市金生町1丁目1番10号	023-672-8001	○	○ ○ ○ △ ○							
0611310673	高野せきね外科眼科クリニック	999-3133	山形県上山市八日町1番1号	023-672-0239	○	○ ○ ○ ○ ○							
0611310681	金沢医院	999-3158	山形県上山市新町二丁目2番34号	023-672-3230	○	○ ○ ○ ○ ○							

健診・保健指導
機関番号
(半角数字)

※1 所在地の欄

※2 電話番号の欄

※3 受託業務の欄

※4 実施形態の欄

※5 詳細項目の欄

※6 健康診査日に於ける受託を実行する機関の欄

※7 連絡請求書の欄

※8 第3号様式

※9 保険者別記入欄

※10 受診者が契約する機関の欄

健診・保健指導 機関番号 (半角数字)	実施機関名	郵便番号 (半角数字 字・ハイフン あり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字 ハイフン あり)	受託業務※3							登録番号※6 (過格請求書発行事業者)	登録年月日※7	取消年月日※8	オンライン資格確 認による受付の可 否 ※9				
					特定健康診査				特定保健指導										
					実施形態	詳細	検査項目※4	対象	被保 証者 登録 日付	初回 登録 日付	積極 付け 支援								
0611510348	外田医院	993-0083	山形県長井市大町8番6号	0238-84-2016	<input type="checkbox"/>	T4390005006925	令和5年10月1日												
0611510439	松下クリニック	993-0007	山形県長井市本町一丁目9番27-1号	0238-88-2538	<input type="checkbox"/>														
0611510462	公立置賤長井病院	993-0002	山形県長井市置城町2番1号	0238-84-2161	<input type="checkbox"/>	T800020069710	令和5年10月1日												
0611610924	天童温泉緋田病院	994-0024	山形県天童市緋田一丁目7番1号	023-653-5711	<input type="checkbox"/>														
0611610932	神村内科医院	994-0028	山形県天童市城ノ町一丁目3番22号	023-654-0300	<input type="checkbox"/>														
0611610931	いわらしクリニック	994-0063	山形県天童市城二丁目8番8号	023-653-1123	<input type="checkbox"/>														
0611611013	天童市民病院	994-0047	山形県天童市駅西五丁目2番1号	023-654-2511	<input type="checkbox"/>														
0611611062	宮脇医院	994-0026	山形県天童市東本町三丁目4番15号	023-653-5005	<input type="checkbox"/>														
0611710401	医療法人社団明山会 山形ヨイバル病院	999-3711	山形県東根市大森二丁目3-6	0237-43-8080	<input type="checkbox"/>														
0611710674	医療法人山本内科医院	999-3711	山形県東根市中央四丁目五番24号	0237-43-0180	<input type="checkbox"/>														
0612210161	至誠会総合病院所属中山診療所	990-0401	山形県東村山郡中山町長柄3030-1	023-662-5011	<input type="checkbox"/>														
0612210310	医療法人花園鍼灸木医院	990-0301	山形県東村山郡山辺町大学山辺1068	023-664-5345	<input type="checkbox"/>														
0612210427	医療法人ひだか胃腸科眼科クリニック	990-0301	山形県東村山郡山辺町大学山辺6159-6	023-665-8876	<input type="checkbox"/>														
0612710475	さゆりクリニック	999-0602	山形県西置賤郡船岡町大学荘生4862	0238-87-8250	<input type="checkbox"/>	T7390005005251	令和5年10月1日												
0613010511	医療法人阿部内科胃腸科医院	999-7727	山形県東田川郡庄内町南野字南浦95-1	0234-44-2121	<input type="checkbox"/>														
0613010610	医療法人崇仁会成瀬医院	999-6806	山形県東田川郡庄内町清川字旗巻野45の1	0234-57-2030	<input type="checkbox"/>														
0613010636	かとう医院	999-7783	山形県東田川郡庄内町余目字町15番地1	0234-43-3032	<input type="checkbox"/>														
0613010651	医療法人隼山医院	999-6801	山形県東田川郡庄内町狩川小野里117	0234-56-2013	<input type="checkbox"/>														
0613010669	医療法人社団天童養育院	999-7781	山形県東田川郡庄内町余目字町265	0234-43-3010	<input type="checkbox"/>														
0613010784	森田内科クリニック	999-7781	山形県東田川郡庄内町余目字土堤下19-3	0234-43-8701	<input type="checkbox"/>														
0613210269	順仁会 遊佐病院	999-8301	山形県鶴岡市遊佐町北目字菅谷1号	0234-72-2522	<input type="checkbox"/>														
0613210319	医療法人社団廣原医院	999-8529	山形県鶴岡市遊佐町北目字菅谷1号	0234-77-2507	<input type="checkbox"/>														
0613210392	土門医院	999-8435	山形県鶴岡市遊佐町北庄字牛糞元65	0234-76-2325	<input type="checkbox"/>														
0615010022	独立行政法人国立病院機構米沢病院	992-0083	山形県米沢市大三沢26100-1	0238-22-3210	<input type="checkbox"/>														

※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 受託業務の欄において、当該実施機関において、受託する（あるいは該当する）項目に「○」を記入。

実施形態の欄は、各機関の該当する実施形態を選択。原則としていずれか一方に「○」を記入。

※4 検査項目の欄については、当該実施機関において実施できる項目に「○」、再委託により実施する項目に「△」を記入。

※5 動動当日に初回面接の受託業務を行った実施機関については、特定健康診査の受託業務を行い、かつ特定保健指導の「動機付け支援」及び「積極的支援」業務の受託を行った実施機関のみとなる。

※6 連絡請求書発行事業者である場合に登録番号を記入。

※7 連絡請求書発行事業者の登録通知書に記載された登録年月日を記入。

※8 第3号様式(連絡請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書)の「登録の効力を失う日」を記入。

※9 保険者及び実施機関での前報に基づき必要な場合に記入。

※10 受託者が契約相手先の保険者の加入者であるか否かを判別する際に、オンライン資格確認（既存システムか、資格確認限定期間かを問わない）による受診券・利用券に記載の保険資格の確認が可能な場合は、「○」を記入。

